

こども未来局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。）別表第1共通専決事項第1項一般的事項の表中（1）、（2）、（5）、（6）、（7）に規定する専決事項についてこども未来局所管事項の取扱いを別表のとおり定める。
- 2 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 3 別表中（5）に該当する事項として定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程における（5）、（6）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 4 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。